

## 魅力ある建築物の創造に向けた連携協力に関する協定書

広島県を甲とし、一般社団法人日本建築学会中国支部を乙として、甲と乙は、魅力ある建築物の創造に向けた連携協力の構築について次のとおり協定を締結した。

(目的)

**第1条** 本協定は、甲及び乙が相互の連携協力を推進していくことにより、広島県における魅力ある建築物の創造に寄与することを目的とする。

(連携事項)

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる連携協力を行うものとする。

- (1) 魅力ある建築物及び地域環境の創出に向けた取組に関すること。
- (2) 魅力ある公共建築物の創造に向けた設計者選定に関すること。
- (3) 若手設計者及び建築に関係する学生の人材育成に関すること。
- (4) 広島県内の魅力ある建築物等の情報発信に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 乙は、第1項各号に定める事項を推進するため、県内市町との連携に努めるものとし、甲は、乙と県内市町との連携が図られるよう協力するものとする。

(秘密保持)

**第3条** 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知りえた秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(期間)

**第4条** 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲

又は乙が書面による解約の申し出を行わなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

**第5条** 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(協定の窓口)

**第6条** 本協定に基づく連携協力を推進するため、本協定の窓口となる部署を設ける。

2 前項の部署は、甲にあっては土木局営繕課とし、乙にあっては一般社団法人日本建築学会中国支部事務局とする。

(その他)

**第7条** 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自その1通を所持する。

平成25年7月2日

甲 広島県

代表者 広島県知事

湯崎英彦

乙 広島市中区千田町3丁目7番47号

一般社団法人日本建築学会中国支部

代表者 支部長

大久保孝昭